

「富士見市空家等対策の推進に関する条例（案）」に対する意見募集の結果について

平成29年5月10日

安心安全課

富士見市は「富士見市空家等対策の推進に関する条例（案）」に対する意見の募集を、平成29年4月3日から平成29年5月2日まで行いました。
その結果7件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見と当該意見に対する富士見市の考え方は下記のとおりです。

パブリックコメント実施方法

- 募集期間 平成29年4月3日～平成29年5月2日
- 告知方法 広報ふじみ 市役所ホームページ
- 意見提出方法 郵送、ファックス、電子メール

番号	条	該当箇所	意見概要	対応方針	市の考え方
1	2	定義	「空き地」についても定義し、条例による対策をとってはどうか。2条5号（アを除く。イについては擁壁、塀、フェンス等の工作物）の問題が生じているが、建築物が無い土地。例：品川区空き家等の適正管理等に関する条例、神戸市空家空地対策の推進に関する条例	原文の内容のとおりとします。	ご提案の「空き地」については、昭和49年に制定しております「富士見市あき地等環境保全条例」により対応しています。
2	2	定義 5号ウ	「放置されている状態」の放置物については、「廃棄物」を入れた方が良いでしょう。所有者等が持ち込んだ物や、第三者に不法投棄された物。	ご提案の主旨を踏まえ文言の整理を行います。	条文の主旨は、草木の繁茂等例示したものに起因して生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある場合は管理不全な状態であるというものですが、ご提案の主旨も踏まえ、よりわかりやすい条文とするため文言の整理を行います。
3	2	定義 5号エ	「犯罪行為」のほか、「火災」に言及した方が良いでしょう。寝泊りによる失火などがあります。	原文の内容のとおりとします。	不特定の者の寝泊りによる失火等も犯罪行為の一つであると考えています。
4	4	市の責務 2項	市から持ち出す「財政上の措置」のほか、ふるさと納税の「返礼品」としての管理代行サービスの実施はできないでしょうか。市外に住む所有者等や、所有者等の子どもが利用できるようなものを事業者やシルバー人材センターの協力により。	空家等対策計画を策定する中で研究していきます。	本市のまちづくり寄附（ふるさと納税）を担当する部署も含め、空家等対策計画を策定する中で研究していきます。

番号	条	該当箇所	意見概要	対応方針	市の考え方
5	7	基本施策 2号及び3号	<p>「所有者等」については高齢者も多いので、その親族（潜在的な相続人）に対する施策も必要かと思いません。</p> <p>例えば、高齢者夫婦が貸家として資産運用していた建築物が老朽化により入居者が途絶え、子どもたちは独立して他県に住んでいるケース。成年後見制度を利用していない場合には、子自身は直接的な「所有者等」には該当しないと思います。3条の表現でいえば、「適切な管理」はともかく、「空家等を積極的に活用する」には、判断力・気力や相続（税）の問題から、子が参画しないと難しいでしょう。</p>	空家等対策計画を策定する中で研究していきます。	空家等の抱える課題は、非常に多岐にわたるものと認識しています。ご提案の内容については、空家等対策計画を策定する中で研究していきます。
6	-	その他	<p>空き家問題と共通点の多い「限界マンション」「マンションのスラム化」についても、準用規定を置いた方がいいのではないのでしょうか。入居者が極端に少なくなり、管理組合の能力も大きく低下したマンションは、空家法1条と同じく、「防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし」ます。ベランダが道路に向かって崩れたり、違法営業店が入居したりなどの問題が懸念されています。</p> <p>法2条1項の「居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」には、1室でも使用されているマンションは含まれませんが、国の法律による後ろ盾を要しない施策については、本条例の効果を及ぼした方が良く思われます。</p>	原文の内容のとおりとします。	「空家等対策の推進に関する特別措置法」の定義に基づき、空家等対策を進めていきます。
7	-	その他	持家政策をどう変えるか。衣食住のバランスが悪い。	原文の内容のとおりとします。	空家等の課題を整理する中で研究していきます。